

を通りまして、駅前に来ているのが実情でございます。これらを踏まえまして、駅前広場の築造にあわせまして、バス路線をどう駅広の中に導入するかというようなものも現在検討中でございますので、これらを踏まえまして、どの場所に必要かということとを計議の中で検討を進めてまいりたいと思っております。

○市民部長(生子国利君) 先ほどの火災保険制度につきましての補足説明を申し上げます。

十二月に御質問を受けて、ただいま市長から御説明申し上げたとおりの経過でございますが、私の方で実際にこれを適用した場合どうなるかというようなことで、単独の福生市だけで行った場合ということで検討したわけですが、最近こういう火災共済制度というような条例化した市が県の中にございます。それと東京都ではまた一所もございませんけれども、それらをもし仮に当てはめた場合、福生の場合、昨年の火災というものが、全体的に全焼が十件ございます。死亡者が四人で、それらを見舞金約五十万円というふうな条例化した市もございまして、半壊、損壊、死亡者、それらに対する金額を当てはめますと、大体七百万円くらいの所要額が必要ですが、それで加入者はどの程度かということになりますと、交通災害共済の関係と同じよう

に、大体二〇％程度と仮定した場合、これを他市の条例化したのは三百六十円が年額でございまして、約百十八万円程度というふうな数字になるわけでございます。したかつて、五六百万円の一般会計の持ち出しをするということになるという計算になるわけですが、計算だけの問題ではなく、加入率の問題から考えますと、やはりどこまでも共同でやるという前提の考えの方がよろしいではないかということと考えております。

市長もそういうふうに積極的に呼びかけております。われわれ担当といたしましても、防災会議、その他につきましても、そういう席において賛同を得られるような努力はしたいと、以上のような状況で、今後ともわれわれとしても積極的にそういう賛成を得られるような考え方をもって会議に臨みたいと思っております。

○十八番(東田正治君) 自席から再質問させていただきます。

全般にわたって懇切丁寧な御指導を受けたわけですが、実は第一点につきましても、言われるとおり公立の差額を埋めるためと、そういうことから補助がなされているということとでございまして。所得制限の導入も都でも検討されて、やはりこれらの経緯はどうしてもむずかしいというふうな結論がなされているようでございますが、やはりいま見直し論が計議される中において、今後やはりこういう点はお互いに市民と行政と力をあわせて

やはりこの点、ばらまき論とは別に、格差、また所得制限方向に検討されるべきではないかという観点から御質問をしたわけですが、市長のお考えも同じようなお考えでありますので、どうか今後とも努力をしていただきたいと思っております。

いま国から実は奨励金が出ていますか、この該当者たとえば生保、非課税対象の方、それから所得が三万六千円と所得割りが六万円と三ランクに分かれていますか、この奨励金の対象児童数がわかりましたら、お願いをしたいと思います。

もう一点、過日の議会におきまして公立の幼稚園をという請願が採択されたと思えます。その後、このことについてどのように検討がされているのか、この点も申しわけございませんが、ひとつお願いをしたいと思えます。

次に歩道橋の問題、これも東口の審議会と検討会をもっておられるというところで、ぜひ地域住民の声を聞いていただきたい。前向きに一日も早く実現されるよう心からお願いを申し上げます。

児童公園につきましても、前回の一般質問の中にもありましたように、八高線

以東におきましては、熊川の都立を除きまして、あらうの方を除きまして、こちらの方ほとんどが児童公園というものが皆無に等しいのでございます。どうかこの点についても、いま一層の御努力をお願いをする次第でございます。

火災の共済制度についてでございますが、この点はやはりいま言われたとおり、隣接の市町村とタイアップして、交通災害共済の制度の問題がちょうど市長の口からも出ましたか、交通災害共済制度は確か二十三の市町村でやっていると思えます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。また私たちも隣接の市町村でやはり各知事合の議員は、この点について市町村で努力していくと、このような方向にやっております。どうか話し合いをもっていたきたいと、このように御要望申し上げます。

特に消火活動において水ぬめの問題がございます。これはたとえばアパートの火災とか、そういうふうになりますと、三階、あるいは四階が火災ということになると、そこ加ぬれても水が加からないような消火活動とか、そういうようなことがなされているということもお聞きしているわけでございます。消火活動に大変お金が、現行制度ではやはり水ぬめ等ではなかなか出ないということで、火災の起きた隣接の人たちに迷惑がかからないように、かからないようにという消火活動がされていると、そうなりますという

な問題が、これは消火を担当される人も御苦勞は大変であらうし、またまわりの人も大変な御迷惑がかかるわけですので、その点も市の行政側として、市民の要望をぜひ実現の方向にもって、これは全国でもたくさん、市町村でやっております。どうかぜひこの点も御理解をいただきたいと思います。

一点だけ最初の私立幼稚園の補助の点をお願いいたします。

○総務部長(上野重勝君)

国の就園奨励費補助金の対象になっております。

児童、生徒数ですが、生活保護世帯及び市民税非課税世帯が二十八人、それから市民税所得割りの非課税世帯が二十人、市民税所得割りの課税額が五千三百円以下である者が四百九十九人、あわせて六百九十五人が国の就園奨励費補助金の対象数でございます。なお、この国の就園奨励費補助金につきましては国が三分の一、市町村が三分の二を負担するようになっております。

○十八番(東田正治君)

ありがとうございます。

五十三年度の都市統計からいきまして、福生市の園児数が九百十二名となっておりますが、この中で幼稚園に通われている方の過半数六百九十五名の方々が、やはり

こういう国からの奨励金を受けているという現状を知っていただきたいと思います。これはもう知っておられるとは十分あれですが、そういうところからいきまして、やはり大部分の人が大変な思いをされていると、いま教育のあり方が検討されております。義務化されてもいいのではないかと、とうとうまで声が出ているわけでございますが、こういう点で父兄の負担が強いられているわけでございますので、どうか一率と同時にそれを上乗せしたような補助金のあり方というものをぜひ検討していただきたいと思います。このようにお願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって延会とす

ることに決定いたしました。

本日はこれをもちて延会いたします。

なお次回本会議は六月十五日午前十時から開きます。
午後三時三十五分 延会

(写)

福総庶発第七百七十四号

昭和五十四年六月七日

福生市議会議長

小林 菊 三 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

昭和五十四年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和五十四年六月七日付け、福生市告示第二十四号（別紙参照）をもつて、昭和五十四年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写 福生市告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十四年第二回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十四年六月七日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 昭和五十四年六月十四日
二 場 所 福生市議会議場

写 福総庶発第七百七十五号

昭和五十四年六月七日

福生市議会議長

小林 菊 三 殿

福生市長 石 川 常太郎

印

議案の送付について

昭和五十四年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第三十一号 市道路線の認定について

二 議案第三十二号 福生市教育委員会委員の任命について

三 議案第三十三号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について

四 議案第三十四号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について

五 議案第三十五号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について

六 議案第三十六号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について

- 七 議案第三十七号 福生市表彰条例に基づく自治功勞者について
- 八 議案第三十八号 福生市表彰条例に基づく自治功勞者について
- 九 議案第三十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十 議案第四十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十一 議案第四十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十二 議案第四十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十三 議案第四十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十四 議案第四十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十五 議案第四十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十六 議案第四十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十七 議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十八 議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十九 議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十 議案第五十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十一 議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

- 二十二 議案第五十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十三 議案第五十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十四 議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十五 議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十六 議案第五十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十七 議案第五十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十八 議案第五十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十九 議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十 議案第六十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十一 議案第六十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十二 議案第六十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十三 議案第六十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十四 議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十五 議案第六十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十六 議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

三十七	議案第六十七号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
三十八	議案第六十八号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
三十九	議案第六十九号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
四十	議案第七十号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
四十一	議案第七十一号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
三十一	議案第六十一号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
三十	議案第六十号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十九	議案第五十九号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十八	議案第五十八号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十七	議案第五十七号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十六	議案第五十六号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十五	議案第五十五号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十四	議案第五十四号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十三	議案第五十三号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
二十二	議案第五十二号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について

福議発第七十七号

昭和五十四年 六月 八 日

福生市議会議長 **小林菊三**

殿

議案説明員の出席要求について

昭和五十四年第二回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百二十一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 六月 十四日 (木) 午前十時
二場 所 福生市議会議場

写

福総管発第 588 号

昭和54年6月6日

福生市議会議長

小林 菊 三 殿

福生市長 石 川 常太郎 (印)

福生市土地開発公社の経営状況について

このことについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、福生市土地開発公社の昭和53年度収支決算及び昭和54年度事業計画等を別紙のとおり提出する。

自昭和53年4月1日
至昭和54年3月31日

福生市土地開発公社